

住民監査請求監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

令和5年3月30日

上田市監査委員	東方久男
同	池上喜美子

決 定 書

第 1 請求人

省略

第 2 請求の要旨

- (1) 住民自治組織「丸子まちづくり会議」は上田市住民自治組織交付金交付要綱に反した運用がなされており、不当・不適な交付金の使途により市（市民）に損害を与える恐れがある。

ア 住民自治組織（丸子まちづくり会議）への交付金の不当交付

- (ア) 規約に反した組織運営がされている組織への交付金交付

具体的事実としては、丸子まちづくり会議規約に「まちづくり会議の役員は、総会に諮り決定する。」と記されているが、令和 4 年度丸子まちづくり会議通常総会議案書の「丸子まちづくり会議役員の選任」には、監事 2 名が一覧表に記載がなく、また、理事 1 名が総会後に変更されていた。

さらに役員選出について、丸子まちづくり会議規約（別に定め）に記される役員選出区分と異なった方法で選出されている。

- (イ) 自治組織（地区会議）未成立自治会連合会（内村、依田）分の交付金交付

具体的事実としては、地区会議が設立されていない内村地区、依田地区分も含めて、丸子まちづくり会議の交付金が交付されている。

イ 同組織の交付金使途の不当・不適

- (ア) 当組織が主体となって実施する事業以外への交付金支出

具体的事実としては、令和 4 年度丸子まちづくり会議通常総会議案書に、丸子まちづくり会議が主体となって実施する事業ではない「信州上田丸子夏季大学の 1 講座主催、小学校 5・6 年生対象の親子 AED 講習会、魅力アップ応援事業実施団体や地域内でまちづくり活動を行う団体への支援」が、令和 4 年度丸子まちづくり会議事業計画として記されていた。

- (イ) 民間事務所への賃借料支出、支出の部に繰越金

具体的事実としては、令和 4 年度長瀬地区会議総会資料の令和 4 年度予算に、高額な（660,000 円）の民間事務所賃借料が計上されていた。また、長瀬地区会議の印刷機購入費について、令和 3 年度収支決算書支出の部に 224,576 円の繰越金が記載されていた。

- (2) 適正な組織運営・活動（交付金交付・支出）を請求します。

住民自治組織は上田市が「住民と行政の協働による取組を具体化する組織となる住民自治組織」として設立した組織であり、他地区の現状調査と協働の基本（仕組み・組織）をしっかりと見直すことを請求します。

第3 請求の受理

本件請求は、令和5年2月14日に提起され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に定める要件を具備するものとして令和5年2月16日に受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

令和5年2月17日から令和5年3月29日まで

2 監査の対象部署

上田市丸子地域自治センター地域振興課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和5年3月8日、丸子地域自治センター第5会議室にて請求人の陳述を聴取した。

追加の証拠書類として「丸子まちづくり会議規約」、「上田市住民自治組織のあり方に係る協議について（回答文書）」が提出された。

4 関係人の陳述及び証拠提出

上田市長（丸子地域自治センター地域振興課）から令和5年3月7日付けで、弁明書が提出された。

令和5年3月8日、丸子地域自治センター第5会議室にて地域振興課長、同課長補佐、同主査、市民参加・協働推進課課長補佐から陳述を聴取した。

第5 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

（1） 関係法令等

住民自治組織（丸子まちづくり会議）への交付金の主な根拠法令等は、次のとおりである。

ア 上田市自治基本条例

第11条（市の役割及び責務）

市は、その権限と責任において、多様化する行政の課題に対応するため、適切な施策を講じます。

2 市は、行政への市民の参加を促進するため、多様な制度を整備します。

3 市は、協働によるまちづくりが進められるための仕組みの整備その他の必要な措置を講じます。

第13条（地域コミュニティの役割）

地域コミュニティは、自主的及び自立的に活動するまちづくりの重要な担い手として、市民が安心して心豊かに暮らすことができる地域を自ら形

成していく役割を有します。

2 地域コミュニティは、地域住民相互の連携を促進するとともに、地域の課題の解決に向け、必要に応じ、協働してまちづくりを行うよう努めます。

3 前2項の実現と地域の自治の推進を図るため、市民は、一定のまとまりのある地域の範囲において地域コミュニティが連携するまちづくり組織を設立することができます。

第15条（地域コミュニティへの支援）

市は、地域コミュニティの役割を尊重するとともに、その活動が促進されるよう、公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対し、必要に応じて支援を行います。

イ 上田市住民自治組織交付金交付要綱

第2条（交付対象団体）

交付金の交付の対象となる団体は、条例第13条第3項に規定するまちづくり組織であって、地域の総意が反映された民主的で透明性を持って運営するために必要な事項が規約に定められているものとする。

第3条（交付金の種類等）

交付金の種類、対象経費及び交付額は、次のとおりとする。

区分	対象経費	交付額
住民自治組織活動推進交付金	まちづくり計画に基づき住民自治組織が主体となって実施する事業に要する経費	次の1から3までに定める区分に応じ、1から3までに定める額を合算した額 1 運営費 1組織につき200万円 2 地区連割活動費 住民自治組織の区域内の1地区自治会連合会につき50万円 3 人口割活動費 交付金の交付を受ける年度の前年の10月1日現在の住民基本台帳に記録されている住民自治組織の区域内の人口1人につき180円

ウ 上田市住民自治組織交付金交付要領

第2条（交付対象団体）要綱第2条関係

交付金の交付の対象となる組織は、地域経営会議で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持って運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて住民自治組織が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。

第3条（対象事業）

交付金の対象となる事業は、住民自治組織の運営、まちづくり計画の策定及びまちづくり計画に基づき住民自治組織が主体となって実施する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、交付金の対象とし

ない。

(3) 他の制度による補助実績または見込みのある事業

第4条（対象経費）

交付金の交付対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する経費のうち、市長が適当と認めたものとする。ただし、次に掲げる経費は対象経費としない。

(3) 他団体等への補助金・助成金

第6条（運営費の区分）要綱第3条関係

交付金における運営費の区分は、次のとおりとする。

運営費の区分	内容等
報酬	住民自治組織の役員等の手当て
賃金	事務職員等の雇用に係る経費
消耗品費	個別事業に属さない事務用品等に係る経費
燃料費	事務所の維持に係る経費
光熱水費	事務所の維持に係る経費
賃借料	個別事業に属さない事務所の家賃など
その他経費	組織運営に係る個別事業に属さない経費

第15条（交付金の繰越申請）

住民自治組織は、当該年度における交付金のうち、翌年度当初の運営費及び当該年度の事業でやむを得ず完了できなかった事業の経費について、翌年度へ繰越を行うことができるものとする

2 前条の繰越を行うときは、次の各号に掲げる手続きを行わなければならない。

- (1) 繰越を行う目的を定め、住民自治組織交付金繰越申請書（様式第14号）をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 繰越金は、翌年度の当初予算書に明記しなければならない。
- (3) 当該年度における繰越金の額は、50万円を超えることはできない。

エ 上田市住民自治組織交付金—事務の手引き—

Ⅰ 制度の概要 2 対象事業

ソフト事業を基本とします。但し、住民の皆さんが直接作業する簡易的なハード事業（水辺整備や遊歩道整備等）は対象とします。

(1) 組織の維持・運営

事務所の維持管理費（光熱水費・通信費等）、事務局員賃金、備品購入費等（事務用機器の購入・リース）など

(2) 「地域まちづくり計画」策定事業

アンケート調査や懇談会（ワークショップ等）開催、計画書印刷等の計画づくりのための経費

(3) 既存団体や既存事業の枠組みを超えて実施する事業

現在、単位自治会や団体ごと、又はそれらの連携により実施されている事業を、さらにその枠組みを超えることで効率化を図ったり、内容等を見

直して住民自治組織として実施又は支援する事業（ただし、構成団体に補助金のような形で丸投げすることは会計が不透明になるため、認められません。）

(4) 新たに企画・立案し、実施する事業

地域の将来ビジョンや目指す姿を実現するために新たに計画され、住民自治組織として実施又は支援する事業

オ 上田市住民自治組織交付金 活動及び会計事務 Q&A

Q15 地域に有益な活動を行っている団体に経済的支援を行いたいのですが？

○個人や団体への経済的支援（補助金）はできません。

○ただし、団体に住民自治組織へ参画していただくことで、その活動を住民自治組織が直営事業と位置付け、活動費に充てることは可能です。その場合、補助金のような形でお金を丸投げするのではなく、同様の会計処理（消耗品費や備品購入費などの仕分け）を行うことで透明性を確保してください。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 令和4年4月1日付けで丸子まちづくり会議より「住民自治組織交付金交付申請書」が提出され、丸子地域自治センター長、市民まちづくり推進部長への内部決裁のうえで同日付けで住民自治組織交付金が交付決定され、令和4年4月11日に丸子まちづくり会議の口座へ交付金8,330,000円が支払われた。

イ 上田市住民自治組織交付金交付要領第3条に、「交付金の対象となる事業は、住民自治組織の運営、まちづくり計画の策定及びまちづくり計画に基づき住民自治組織が主体となって実施する事業とする。」と記されている。

令和4年度丸子まちづくり会議通常総会議案書の「議案第4号 令和4年度丸子まちづくり会議事業計画（案）」に、丸子まちづくり計画に基づいたまちづくり事業として、(2)信州上田丸子夏季大学の1講座主催、(4)親子AED講習会、(8)その他 ①魅力アップ応援事業の実施団体への支援の検討、②地域内で住民（まちづくり）活動を行う団体等の洗い出しと支援の検討、③信州丸子義仲祭り実行委員会に構成団体として参画と明記されている。

うち、信州上田丸子夏季大学の1講座主催、親子AED講習会については、丸子まちづくり計画第6章第1節まちづくり事業計画に以下のとおり記載されている事業にあたる。

事業区分	事業主体	方針区分	事業名	事業内容	具体的な内容	実施時期
自主事業	まちづくり会議	ア	まちづくりの推進	学習会・研修会の開催	・学習会、研修会への参加呼びかけ ・出前講座 ・まちづくり会議のPR	短期

また、上田市わがまち魅力アップ応援事業の実施団体、地域内で住民（まちづく

り)活動を行う団体等への支援の検討については令和４年度は支援の実績はなく、信州丸子義仲祭りについては人的支援として実行委員会への参画であった。

ウ 長瀬地区会議の事務所賃借料について、上田市住民自治組織交付金交付要領第６条の運営費の区分の中で、事務所の家賃などの賃借料が明記されている。令和４年３月１５日付けで建物賃貸借契約書が、賃貸人：信州うえだ農業協同組合と賃借人：丸子まちづくり会議長瀬地区会議の間で賃料年額 600,000 円（消費税別）で正式に締結されていた。

エ 令和３年度から令和４年度へ 224,576 円の繰越が丸子まちづくり会議令和４年度予算書に計上されている。繰越は上田市住民自治組織交付金交付要領第１５条・１６条（繰越承認）で定められた手続きを行えば翌年度への繰越を行うことが可能とされている。内容は、長瀬地区会議で購入したコピー機 224,576 円の納品が間に合わないとの理由で、令和４年３月１日付けで住民自治組織交付金繰越申請書が丸子まちづくり会議より提出され、市民まちづくり推進部長の決裁のうえ令和４年３月９日付けで住民自治組織交付金繰越承認通知書により正式に承認されていた。

なお、令和４年度丸子まちづくり会議通常総会議案書の「議案第２号 令和３年度丸子まちづくり会議 決算書」では繰越対象事業費は支出の部に記載されており、最終的な翌年度繰越額に含まれていない。

（３） 監査委員の判断

地方自治法第２４２条に、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と記されている。

住民監査請求の対象については、上記のとおり、財務会計上の行為のみとするものであるため、審査内容は「交付金支出の適正性」のみとする。これにあたるのは、第２ 請求の要旨（１）②の「・当組織が主体となって実施する事業以外への交付金支出」、「・民間事業所への賃貸料支出、支出の部に繰越金」についてである。

まず、丸子まちづくり会議が主体となって実施する事業以外への交付金支出について、（２）認定事実 イ で認定したとおり、丸子まちづくり計画まちづくり事業計画に基づいて丸子まちづくり会議が事業主体となって行う事業であり、令和４年度は支援実績がなく、また実行委員会へ参画した事業であった。

次に、民間事務所への賃貸料支出について、（２）認定事実 ウ で認定したとおり、上田市住民自治組織交付金交付要領の運営費区分の中で事務所家賃の支出は認められており、賃貸借契約が締結されていた。

最後に、支出の部の繰越金計上について、（２）認定事実 エ で認定したとおり、事業費の繰越については、上田市住民自治組織交付金交付要領第１６条に記された

とおり正式に承認されていたが、令和 3 年度丸子まちづくり会議決算書は不適正な表示であった。この点について、次回以降は適正に作成する必要があるが、交付金支出自体は問題ないと判断する。

これらのことから、審査の対象となる財務会計上の行為としての丸子まちづくり会議の予算執行について、令和 3 年度丸子まちづくり会議決算書に一部不適正表示があったものの、交付金支出に関しては適正に行われていたものと判断する。

以上のことから、丸子まちづくり会議は一部事務処理の誤りがあるものの、住民自治組織活動推進交付金の交付対象団体として不当であるほどの団体であるとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、主文のとおり決定する。

(4) 附帯意見

今後における住民自治組織への交付金支出に関し、市長に対し、次のとおり意見を述べることにした。

ア 規約について

(ア) 「別に定める」とあるが確認できなかったので別に定めるように指導すること。

①第 25 条第 2 項 地区会議の組織運営方法等は、別に定める。

②第 32 条第 2 項 事務局職員の任務及び給与等は別に定める。(給与は定めあり)

(イ) 新たな条文を追加するように指導すること。別に会計処理規程等を設ける場合は当該規程等による。

①総会及び役員会の議事録作成と署名及び公開

②予算執行に係る予備費の使用や補正の承認

③準拠すべき会計基準

④特別会計を設ける場合の承認

準拠すべき会計基準については「NPO 法人会計基準」(NPO 法人会計基準協議会)や「公益法人会計基準及び運用指針」(内閣府公益認定等委員会)等を参考に定めること。

イ 交付金実績報告書の審査等について

収支決算書や事業報告書の審査に当たっては、交付金交付要領に定める対象事業や対象経費(事業審査)であり、科目や摘要及び報告内容(形式審査)について、説明責任を果たしているか住民に疑義をもたれることが無いように変更や訂正を求める等、厳正に審査すること。監事監査や総会の議案及び内容について不備が無いかチェックリスト等により事前に指導すること。

他の住民自治組織についても以上述べた点を含めて、以下の点について、意見を付す。

ウ 事務の手引きについて

令和 3 年 10 月、当該交付金に係る「事務の手引き」及び「活動及び会計事務 Q & A」が市民まちづくり推進部市民参加・協働推進課から発出された。その中で、住民の要請に応じて新たに追加した内容について、住民に対して理解と周知徹底

を図ることが求められる。今後の改正に当たっては以下の点に留意されたい。

(ア) 交付要領第6条（運営費の区分）と事務の手引き4（対象経費の科目）が合致しておらず、内容について事務所の家賃に係る記載に不一致部分が見られるので修正すること。

(イ) 申請に必要な書類8に「交付金の積立」及び9に「交付金の繰越」が新設され、申請の様式が定められ、必要な手続きの②で予算書等への明記を定めているが、決算書等への明記を定めていない。1の（2）の③に関連して、総会の決算書等の記載方法について定め、市民に誤解を与えないように配慮すること。

エ 活動及び会計事務Q&AのQ11「コミュニティビジネス」について

住民自治組織は自治会と同様の任意団体であるがコミュニティビジネスを容認している。コミュニティビジネスは特別会計として扱うだけでなく、損失リスクを回避することや法人税等の納税義務が発生すること等、成育段階に応じた適時適切な対応が求められることから、市民に理解が得られるような追加記載を求める。

（事実証明書）

- ・上田市自治基本条例
- ・上田市住民自治組織交付金交付要綱
- ・上田市住民自治組織交付金交付要領
- ・上田市住民自治組織交付金―事務の手引き―
- ・上田市住民自治組織交付金 活動及び会計事務 Q&A
- ・「上田市住民自治組織のあり方に係る協議について」（令和5年1月31日付、上田市市民まちづくり推進部長発出）
- ・「住民監査請求の質問について」（令和5年3月6日付、請求人への質問・回答）
- ・丸子まちづくり会議規約
- ・丸子まちづくり計画
- ・令和4年度丸子まちづくり会議通常総会議案書
- ・丸子まちづくり会議に係る令和4年度住民自治組織交付金交付関係書類
- ・丸子まちづくり会議に係る令和3年度住民自治組織交付金繰越承認関係書類
- ・丸子まちづくり会議名が長瀬地区会議に係る建物賃貸借契約書